

## 男鹿市条例第 1 号

男鹿市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市職員の定年等に関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（<u>男鹿 潟上南秋消防組合</u>、男鹿地区衛生処理一部事務組合及び八郎湖周辺清掃事務組合をいう。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第 13 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（<u>男鹿 地区消防一部事務組合</u>、男鹿地区衛生処理一部事務組合及び八郎湖周辺清掃事務組合をいう。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線の引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。